

大阪教育文化センター提言

チョット待った！授業時間は足りている 行事、夏休み等の大幅短縮は必要なし！

声にならない悲鳴

泣きながら毎日登校

■毎日6時間授業や宿題も沢山あって、子どもが泣きながら学校に行っている。(小学校)

■家庭学習の課題が多すぎて、小1の子どもが11時まで宿題に取り組んでいる。

■学校再開後、不登校や登校しぶりが急増している。子どもも不安定で、トラブルも増えている。

組合の会議で報告された、学校再開後の府下の、子どもたちの実態です。

大阪教育文化センターは提言「授業時数問題Q&A」を公表した。文科省の通知を元に、夏休みの大幅短縮、土曜授業、7時間授業などによらなくても、学習内容を終えることが可能であることを示しています。

標準授業時数とにかく 確保、市教委の姿勢

市教委は、長期休校による授業時数の不足を補うとして、夏休みなどの大幅短縮、土曜授業、中3の週1回程度の7時間授業、運動会、文化祭などの大幅な簡素化など

を打ち出しました。

このため、学校現場では、授業時間が増やされ、子どもの自主的な活動ができる行事が大きく縮小され、学校が「楽しくない」「子どもにとって苦痛」なものになってきています。

国は学びの保障前提も 柔軟な対応可能も明示

一方で、文科省も「教育課程を終える」ことを前提に、夏休みの短縮や土曜授業の活用を打ち出しているものの、

①「標準授業時数」を下回っても法令違反ではない

②夏休み短縮、土曜授業、7時間授業を実施する場合、子どもや教職員への負担軽減に配慮を求めている

さらに5/15、6/5の「学びの保障」や「学習の重点化」についての通知では、工夫しても指導内容を終えることが困難な場合は

- ① 次年度以降にまたがって履修させることが可能
- ② 学校での学習内容を2割程度削減して重点化できる
- ③ 行事を含めた学校ならではの学びを大事にしなが

育活動を進めていくことが大切である
と柔軟な対応についてもふれていました。

教科書会社の指導案 授業時数は足りている

休校開けの子どもたちに広がる困難な状況から、夏休み短縮や土曜授業などは大きな負担やストレスにつながることは明らかです。

この点から、大阪教育文化センターの「提言」では重点化による負担軽減をあげています。教科書会社各社も、文科省の「重点化」にもとづく、指導計画を公表しており、その授業時数では、市教委の確保策がなくとも十分指導内容が確保される

■小6	標準時数	1015時間
	休校の授業減で	865時間
	市教委確保策で	998時間
	重点化の時数	747時間
■中3	標準時数	1015時間
	休校の授業減で	866時間
	市教委確保策で	1019時間
	重点化の時数	684時間

小6は枚方教組試算、中3は「提言」による

変形労働時間制 文科省案

1日10時間勤務、 週6勤務の命令可能に!?

文科省は7月2日に教員の変形労働時間制実施のための省令案を示し、今月中旬にも正式に告示するとしています。変形労働時間制導入のための、給特法改悪が昨年12月に強行されましたが、実際の導入は、都道府県や、市で判断することになります

7時退勤で時休!? 土曜授業も振替なし?!

省令案では、勤務時間を変更させる期間に勤務時間そのものを1日10時間まで、週52時間、6日勤務まで可能にできるとしています。

8・30出勤の10時間勤務となれば1時間の休憩時間を含め、19・30が退勤時間となり、7時に帰ろうとしても時給を取らなければならなりません。

土曜授業が行われても、現在の形骸化が進む他の日への振り替えさえ、長期休業まで

としています。
授業時数を比較した上の表でも、「重点化」で「休校の授業減で」夏休み削減、土曜授業増をしながらも、十分可能なことは明らかです。
今のままでは、「授業時間を増やすぎ」、子どもたちにとって過重な負担であり、「コ

なくなりません。

育児や介護を抱えた教員は生活の維持や勤務そのものも困難になりかねません。

勤務時間管理を厳格化というが……

文科省は、その代替措置として、勤務時間管理の厳格化を上げています。

- 時間外勤務の上限を月45時間から42時間に、年360時間から320時間にする。
- 勤務時間を変形させる期間に週48時間以上勤務は連続3週以下などの制限を設定する

ロナ以前」以前を前提にした、実態にかみ合わないものになると警鐘をならしています。

【授業時数問題Q&A】
「ちょっと待った！授業時数は足りている！」



としています。
しかし、複雑な勤務時間の制限は学校現場では教職員も管理職ですら理解不足で、管理職にも勤務時間管理の本来の責務への認識に温度差が存在することからも、順守される保障ははなはだ疑問です。
分散登校や、その後の学校再開時の勤務時間変更に関する対応でも、その点についての疑問はぬぐいきれません。
「休日のまとめ取りが可能」という名目は見かけ倒れになりかねません。

「過労死促進」法、 対署名を広げよう

変形労働時間制導入は、各都道府県や市町村で判断することになります。

現場では分散登校の時やその後まわりの学校の学校で続く勤務時間の変更で、負担が大きくなり、勤務時間も結局増大している例も少なくありません。

過労死で教員の夫を亡くした遺族からも、「過労死が増えてしまうと大変な危機感を持っている」と警鐘を鳴らしています。

大教組、枚方教組も取りむ「アカン！いらん！『変形制』要請署名を広げ、府、市での導入をさせない取り組みを広げていきましょう。